

1995年ベトナム民法典所有権規定の考察

かねこ 由芳

はじめに

- I 財産と所有権
 - II 所有形態の分類
 - III 所有権の取得と終了
 - IV 所有権の保護
 - V 所有権の制限
 - VI 土地使用権制度
- おわりに

はじめに

ベトナム民法典（1995年10月立法，1996年7月施行）は全8編（総則，財産と所有権，民事債務と民事契約，相続，土地使用権の移転，著作権・工業所有権・技術移転，国際私法，経過措置），全文838条から成る大部の法典である。

周知のように，ベトナムは社会主義経済への市場経済的要素の導入を意図するドイモイ政策の展開過程にあり，1992年に成立した新憲法は，国家・集団・私的主体間の多元的経済活動促進を明言し，取引の自由や私的所有といった資本主義の原則を，その前提として肯定した。この一般的肯定を受けて，実際の私的活動にとって具体的かつ予見可能な体系的指針を与えるべく，民法典の成立が待たれていたものである。

1980年代初頭に本格化したというその立法化過程では日本法学界からの協力があり^(注1)，完成した法典中，随所に先進的営為の跡が見られる。こうした日本の影響の背景には，ベトナム

でフランス植民地時代の一時期に大陸法系民法（北部で1931年トンキン民法典，南部で1936年アンナン民法典）が施行された経緯があり^(注2)，同じ大陸法系の先進国法である日本法の長所を吸収しようとの意図が窺われる。

ただし，中国法をはじめ，アジアの少なからぬ立法例において，戦前の日本の影響から大陸法系の民法が導入されてきたという歴史的経緯も忘れられてはならないだろう。かつて植民地主義との対峙を経験したアジア諸国にとって，民法という資本主義の基本法の継受は，特殊な意味を持ち得た。それは，伝統的農村経済が突如として西欧市民社会と資本主義の語彙に遭遇した軋轢のもとで継受され，またその立法・施行過程において，善かれ悪しかれ，日本という域内継受先進国の先例が学ばれた例も多かったのである^(注3)。今世紀最後のアジアの新民法典というべきベトナム民法典もまた，こうしたアジア民法特殊の過去に連なる。

のみならず，本法典は社会主義国の民法典としての独自の系譜にも連なるものである。1995年2月の法案公開に始まる最終議論は，ポスト冷戦の旧ソ連民法体制変更の帰趨が注目されていたロシア民法典^(注4)（1994年11月成立，1995年1月施行。以下「1994年ロシア民法典」という）の成立を待って行われた感がある。結果として本法典は，1994年ロシア民法典ないしその前身である1991年民法改正（いわゆるペレストロイカ民

法)^(注5)より以上に、1964年のロシア共和国民法典^(注6)(以下「1964年ロシア共和国民法典」という)の綿密な研究を踏まえており、また1986年の中国民法通則^(注7)との近似点も多い。

旧ソ連自身において、民法典は時代の変化とともに変遷を見た。1920年代ネップ期の現実的便宜的な大陸法系導入以来、30年代後半以降の社会主義的合法性志向のもとでそれらが法体系として定着し、大陸法の伝統的語彙に基づきつつ、社会主義圏独自の民法典の型ともいべきものが確立されてきた。その後1960年代雪解け時代の経済改革期に、東欧各社会主義国で個人や集団の主体性を重視する方向での個別の進化を見、1964年ロシア共和国民法典もこの文脈で成立している^(注8)。

こうした変遷のなかでも、社会主義民法典が私有財産制度、契約自由の原則を護持する資本主義法と異なる憲義は、それがあくまで各種組織・個人を主体とする財産関係をめぐる基本法であり(1964年ロシア共和国民法典第1条、第2条)、つまり生産手段の公有制を前提に、一部の生産手段と消費手段の自主的所有・利用をめぐる生活場面の法としての限定的な性格を有してきた点にある。社会主義国では、生産主体間の大規模な経済活動は計画経済システムを稼働させる一種の行政関係(経済契約法の規定領域)と認識され、民法は経済活動末端における消費生活関係の法として機能してきた(ただし、一部東欧諸国では民法・経済契約法を分離せず、すべて取引を上下関係なきサービス関係として一体化させる「債務法」の立場がある)。その意味で、商法分野を発達させ民商法の垣根を越える形で経済活動に有利な方向へ発展してきたといえる資本主義民法とは、おのずと一線を画してきた。

この性格は1994年ロシア民法典において放棄されたが(第2条中段で企業活動の基本法としての性格をも自己規定している)、ベトナム民法典は、あえて財産をめぐる生活関係の基本法としての性格を維持し、旧ソ連型社会主義民法の系譜に連なる立場を主張した形となっている^(注9)。しかし、内容的には民事行為の主体の一として法人を挙げ、私的所有の一形態として混合所有(企業への出資)を挙げ、また日本法では商法が扱っている運送契約・保険契約といった経済サービス分野を詳述しているなど、このままの内容で経済活動の基本法としての役割を十分に担える形になっている。

こうしてみると、立法者は商取引の要素をも含めた私法分野の一般法を実質的に狙うことにより、かたや旧ソ連型の経済契約・民法二分構造を排して、市場経済ルールを持ち込みつつ、かたや商行為の特別法を別途導入し商業活動を促進するといった過度に資本主義的な方向をも敬遠し^(注10)、上述「債務法」に近い中庸の立場を巧妙に選択していると考えられる。こうした立場こそ、ベトナム1992年憲法が政策目標として掲げる「多元的商品経済体制」の法律的翻訳であろうと考えられる。

そのほか、ベトナム民法典は随所で繰り返し、環境保全、社会利益また他者の権利利益との調和のための私権の制限・調整に言及し、発展途上国の法政策が得てして経済成長の便宜を社会的課題に優先させがちな傾向があるなかで、先進資本主義国民法における議論を先取りする先進性を見せている。これは前述の日本による立法協力の賜物というべきでもあろうが、立法者の気概が感じられる一面である。1994年ロシア民法典が私権の自由行使を第1条で高らかに宣

言し、あたかも革命前時代の古典的資本主義民法に退行したとすれば、ベトナムは来世紀にかけた新しい民法のあり方の議論へ、一足飛びに参加しつつあるというべきかもしれない。

以下では、財産をめぐる生活関係の法としての民法典体系全体に論理的整合性を提供する役割を負うがゆえに、以上のようなベトナム民法典の性格をよく描き出していると思われる所有権規定（第2編「財産と所有権」）に的を絞り、個々の条文に従って特徴的と見られる点の解釈を試み、民法典起草に関わった立法者らの狙いに迫りたいと考える。

なお、民法典関連箇所翻訳・解釈に際してはハノイ貿易大学グエン・ティ・ビック・ハー女史の協力を得た。

（注1）日本政府機関の人的技術支援の一環として行われた森鷗昭教授（現・上智大学）による協力がある。

（注2）Hoang The Lien, "On the Legal System of Vietnam" (*Vietnam law & Legal Forum*, September, 1994).

（注3）猪子恒夫・鮎川正訓『ベトナム法の研究』日本評論社 1989年 225ページ以下。

（注4）邦訳として『ロシア研究』別冊4（日本国際問題研究所 1995年11月）所収の「ロシア連邦民法典第一部」（ロシア研究センター「ロシアの立法動向」研究会編 大江泰一郎監訳）を参照。

（注5）邦訳として『ベレストロイカの新民法』邦訳（『札幌学院法学』第9巻第2号 1993年 伊藤和義訳）を参照。

（注6）邦訳および解説として『ロシア共和国民法典』邦訳（『北大法学論集』第16巻第1号～第8号 1965～73年 五十嵐清・佐保雅子訳）を参照。

（注7）「中華人民共和国民法通則」1986年4月採択、1987年1月施行。

（注8）藤田勇『ソビエト法史研究』東京大学出版会 1982年 391ページ以下参照。

（注9）ただし、Ngo Duc Manh, "Civil Code: Cornerstone in Vietnam's Legal System" (*Vietnam*

law & Legal Forum, November, 1995) は、草案最終段階の全国的議論の過程で、財産をめぐる民事関係基本法としての性格に加え、個人・世帯など民事関係主体にとっての権利章典としての性格が強調されるに至った経緯を紹介している。

（注10）外資関係者の間には商法典を別途望む声があり、1996年半ば現在、政府が売買を中心とする商事法を準備中との報が流れているが、あくまで民法典を補完するものであって商事特別法ではないと考えるべきであろう。

I 財産と所有権

—— 総則・定義 ——

1. 構成

日本で言えば「物権編」と括られ、1994年ロシア民法典でも「所有権その他の物権」とされる項目を、ベトナムは「財産と所有権」編とあえて冠している。これは1964年ロシア共和国民法典の立場と一見共通するが、しかし後者はベトナム民法典のような詳細な所有権制限規定を有していない。ここでベトナム法は独自の構成をめざしていると考えられる。つまり、所有権以外の物権に触れないというのではなく、たとえば占有権は所有権の一内容、用益権や担保権は所有権に及ぶ制限、といった具合に、日本をはじめとする他国の民法が抽象的な物権概念で説明するような複数権利間の階層的相剋関係を、所有権を中心とする平面的構図によって分かりやすく説明し切ろうとする立場と考えられる。

たとえば、日本法はフランス民法の自然法主義（所有権を不可侵の排他的自然権とする）を継受した後にドイツ法の歴史主義（民族社会ごとの直接支配の態様を重視）に影響を受け、所有権を筆頭としつつその下に直接支配性のある特定の権利を「物権」として一般の債権（要求する権利）から取り分け、権利の優劣序列を定めて

いる。民事関係で起こりうる利益衝突場面にあらかじめ解決方法を用意するわけだが、その結果、個別に当否を問う以前の、現有秩序肯定的な性格が物権制度に如実である。これに対しベトナム法の所有権規定の立場は、直接支配の現実を容易に絶対視せず、所有権という権利の在り方を改めて個別に決定していこうとする立場のように読める^(注1)。

こうした立場の背景に、先進国の概念論争の権威にとらわれず、はじめての民法典を人民に分かりやすい構造で提供し、かつ民法典施行過程で自国社会に相応しい私権の在り方を探っていこうとする立法者の態度が窺われる。1994年ロシア民法典が第1条冒頭で所有権の不可侵を宣言する立場と異なり、主体的試みというべきだが、しかしその分だけ体系性の面で多少粗削りが見られることも否めない。たとえば、担保物権法が保証契約とともに民事債務編で扱われ、土地使用権という重要な物的権利が別編で論じられるなど、全体としてどのような物的権利が存在し、どのような法的救済の対象となるのか明白でない。後続法令や判例が整合性のある形で提供され、また学者陣営の注釈がその過程を適切に扶助して、民法典の体系的でスムーズな解釈を補っていかねばならないと考えられる。

2. 財産の定義

「財産」(tai san)は、有体物、金銭、有価証券、および各種財産的権利であると定義される(172条)。「所有権」(quyen so huu)の定義づけ(173条)を導くための前提規定であるが、同時に、既述のように民法典が財産関係に関する基本法たることをめざしている以上、法典全体にとっての客体とも言うべき重要な規定である。

1994年ロシア民法典はこの点、財産の定義で

はなく、「民事行為の客体」の定義としてより詳細な列挙を行うが(金銭、有価証券、その他の物および財産的権利、労働サービス等、情報、知的財産権、人格的権利、その他)、所有権という観点から見ると、所有の客体なのか原因なのか混沌とせざるを得ず、これを所有権規定の冒頭に位置づけたベトナム法の処理のほうが単純明快である。一方、日本法では、物権の客体としての「物」の定義はあるが、周知のように現代社会における所有客体・態様の多様化によって到底間に合わない規定となっている。

なお、1964年ロシア共和国民法典や中国民法通則は、財産を一括して定義づけしておらず、国家・集団・個人といった主体ごとの所有対象財産を個別に列挙している。そこでは生産手段の公有と消費手段の私有という社会主義的所有の二分法が前提となっている。この点ベトナム法は、もはや硬直的な二分法にとらわれていないため主体ごとの列挙は詳細ではない。後述するように土地・天然資源等の基礎的生産手段の国有が明記されている程度であり、それ以外の財産は、広く多元的経済主体の所有対象となっている。この点では、主体の別にこだわらない民法典上の権利の平等を前提とする1994年ロシア民法典(第212条4項)の立場に近い。

財産のタイプとしては、不動産・動産、天然果実・法定果実、主物・従物、可分物・不可分物、消耗物・非消耗物、種類物・特定物、合成物、財産的権利といった網羅的な分類がなされている(第181～188条)。所有権関連でいえば、不動産・動産の区別は時効期間などの違いで実益があり、主物・従物も付合や加工などで、可分物・不可分物は共同所有の処分権の有無で実益があるが、以降の分類はほぼ民事債務法(と

くに売買・賃貸借・使用貸借)に関係する分類となっている。民法典全体を財産関係に関する基本法として意識する立法者の意図が、ここにも表れる。

なお、財産的権利(quyen tai san)は取引可能性ある権利の総称として用いられているということができ、この中には、債権や知的所有権のみならず、土地所有権のような物権的権利も含まれてくるはずである。

3. 所有権の定義

「所有権」(quyen so huu)は、法律の規定に従い財産を占有、使用、処分する権利であると定義される(第173条)。これ自体は、日本法はじめ大陸法系の一般的所有権定義の仕方と変わらず、ロシアの新旧民法典や中国民法通則とも共通する定義である。ベトナム法の特異性は、この定義を貫徹し、所有権概念に排他性・包括性といったニュアンスを残していない点であろう。すなわち、第2編第3章「所有権の内容」では、以下のように、占有権・使用権・処分権という所有権の十分条件をそれぞれ分解し、所有権の飾らぬ姿を明確に示している。

占有権(quyen chiem huu)は、原則、所有者が財産を自身で保有・管理する権利だが(第189条)、例外として所有者が他人に付与する場合(委任契約など)や、法定の場合(原始取得や時効など)があるとされる(第190条)。所有権以外の権原で占有が許される場合を具体的に列挙しようとの意図である。占有権は、占有という静態に鑑み、社会道徳・法に反しない範囲で自由に行使されうる(第191条)。

使用権(quyen su dung)は、財産を利用し、また収益(天然果実、法定果実)を上げる所有者等の権利である(第198条)。すなわち、所有権

の使用価値の側面である。不法所得を否定する1964年ロシア共和国民法典で禁止されてきた果実(利息など)の享受が、ここでは当然に認められている。しかし、使用権の行使は国家・社会の利益、他人の権利・利益を害しないという限定つきで許されるのであり(第199条)、利潤追求行動につきまとう環境破壊や権利濫用など、負の側面が所有権の行使において許されないことが、明らかにされている。

処分権(quyen dinh doat)は、財産に対する所有権を譲渡ないし放棄する権利と定義されている(第201条)。所有権の交換価値の側面であり、この交換価値の処分の自由こそ、ドイモイ政策による市場経済導入の基礎となるべき取引自由の原則にとって重要な前提となる。処分権はその意味で私的財産所有権の最も肝心な部分であるはずだが、同時にさまざまな制約から免れない。定義条項中では公用収用、担保物権設定、その他法定の事由により制限を受ける(第204条)という一般的言及がなされている。

(注1) 所有権が排他的不可侵の権利として定着したのは、農業革命期の物理的 direct 支配がまかり通った現実をロック、ベンサムら思想家の言論が労働起源説で理論化し、のちに産業革命期とくに遅れてきた大陸諸国の大資本家層が勃興した時代の要請で、絶対的自然権として確立されたものだとする研究は、多くなされている。藤田勇『近代の所有観と現代の所有問題』日本評論社1989年 40ページ以下参照。

II 所有形態の分類

所有権の行使主体別の分類であり、昨年一般公開された草案段階では簡略な記述に終始していたものが、最終的に法的内容面でかなり詳細となった。こうした分類は新旧ロシア民法典や

中国民法通則にも共通して存在し、これなくしては社会主義民法から引き継ぐ生産手段の公有制原則と、日本の協力等により継受した市民法的所有権の用語との論理的橋渡し、ないし体系的説明を欠くことになる。

草案公表と並行して、1994年ロシア民法典の検討が行われていたものと考えられる。結果として、全人民所有、政治組織・政治社会組織の所有、集団所有、社会組織・社会職業組織の所有、私的所有、混合所有、共同所有の7形態が分類されるに至った。一見、所有権行使主体の分類と所有権行使方法の分類とが混在しているように見えるが、そうではない。あくまで、占有・使用・処分決定権がどのようなタイプの主体に属するかを考え詰めた分類となっている。

1. 全人民所有 (so huu toan dan)

土地その他の領域内の資源、各種分野の国有企業・国家社会組織への出資金・財産、その他の法定財産が全人民所有に帰する(第206条)。全人民所有は国家が行使するが、行使の実態は、以下のような個別主体が行うこととなる。

まず国有企業への出資が、国家による全人民所有の行使の一である(第208条)。また国家から国有企業に付与される生産手段については、当該企業自身が独立した経営管理権に従い使用権を有し(第209条)、国家から国家・国防諸機関や政治・政治社会組織に対して付与される業務・任務上の財産については、機関が組織目的に従った使用権を有し(第210, 211条)、また国有以外の企業・世帯・組合・個人が全人民所有財産(土地や漁場等の生産の基礎的手段)の使用を認可される場合は、国家への義務を充足する効率的使用を要する(第212条)。

以上、国家から他主体へ付与されるのがいず

れも「使用権」であることは、注目すべきである。上述のような使用権の定義からして、法律や組織目的の範囲内で収益を挙げることは当然に許される。しかし処分権はなく、たとえば子会社への出資や担保提供は独自にはできない理屈である。これは生産手段の提供者としての国家と生産経営主体との関係を一種の貸借と捉える視眼のように考えられる。生産手段公有制を生かす説明であると同時に、一般論として、資本主義先進国における資本所有と経営との現代的関係の解釈にも有用な可能性を秘めた論理と言えなくもない。

この点、1994年ロシア民法典は、経営管理権・運用管理権という物権を別途概念化し、それらに基づく国有・公有独立採算制企業や政府機関の占有権・使用権・処分(ただし所有権者の同意要す)権を認めており、ここでは国家の財産付与は貸借より所有権譲渡に近いものとなっている。経済活動の活性化に資するとしても、現実問題として、公有財産の私物化につながりかねない。

一方、中国民法通則は全人民所有財産の不可侵・不正分配の厳禁を掲げた上で、全人民所有制企業の使用権・経営管理権、集団所有制企業の使用権、個人・集団の請負経営権を認めており、生産手段公有制度を体系的に維持するために独自の概念を導入することに躊躇がない。

これに比べベトナム法は、同じように公有性を生かす説明を工夫するに当たって所有権の内容的分解に徹し、あくまで伝統的大陸法系の民法語彙の範囲で論理的整合性を追求している点が違いと言えそうである。

2. 政治組織・政治社会組織の所有／社会組織・社会職業組織の所有

共産党組織や祖国戦線のような政治組織 (to chuc chinh tri), また労働総同盟のような政治社会組織 (to chuc chinh tri - xa hai) の財産は、寄贈や国家からの付与により一種の財団を成すといえる。独自の占有・使用・処分権があり (第216条)、国家等の干渉から独立して組織目的のために行使する。

また、協同組合連合のような社会組織 (to chuc xa hai) や退役軍人連盟のような社会職業組織 (to chuc xa hai - nghe nghiep) も、同様に独立して占有・使用・処分権を行使する (第225条)。日本法の公益法人ないし特殊法人に相当するといえるこうした組織が、ベトナムでは民主的政治・社会活動の母体として重視されているわけであるが、初期の草案中では出ていなかった分類であり、最終議論の過程で盛り込まれたものであろう。

最終議論では私的所有の概念が過去の社会主義民法の語法に従って狭く定義され、また混合所有の定義で後述するように、法人一般を所有主体と見る形態が認められなかったために、これら特別組織の所有形態はたしかに他のいずれの分類からも漏れることとなり、別途分類される必要があったものと考えられる。

3. 集団所有 (so huu tap the)

ここにいう集団とは、生産協同組合、その他自主・平等・民主・共同労働・共同受益を原則とする社会的に定着した経済集団であり、世帯や個人の共同出資から成る草の根レベルの共同体である。集団財産、すなわち共同拠出の生産手段や収入は各構成員の使用収益に供され、また構成員の財産優先購入権などがある (第219

条)。

集団所有形態は、旧ソ連のコルホーズ (ちなみに1994年ロシア民法典はコルホーズの概念を廃した) や中国の郷鎮企業のように、社会主義社会に特殊の集団生産体制として実在するが、ベトナムでは農村集団化、工業化が高度に発達していないこともあり、古い地縁共同体へのノルタルジーとも重なり合って理想化される傾向があるように見受けられる。たとえば、他の所有形態と異なり、集団所有については法律による制限についての言及がない。しかし、中国民法通則が農村生産協同組合等の集団所有を不可侵のものとして堅持するゆえに、郷鎮企業による環境問題等の深刻化に適切な制限が及んでいない現実注視されるべきである。

4. 私的所有 (so huu tu nhan)

私的所有とは、個人的所有 (日常生活財の所有)、小営業主所有 (個人営業の資本持分。個人企業法 [1990年成立, 94年改正] の規定対象に当たると見てよいだろう。旧ソ連でいうアルテリ)、資本家所有 (企業への出資と考えられる。会社法 [1990年成立, 94年改正] の規定対象に当たると見てよいだろう) を含む (第220条)。

法人自身の生産財所有はこの私的所有に分類されていない点に注目すべきだろう。その所有の実態は、当該法人格の背後にいる出資者 (個人または法人) による資本家所有である、と見るのである。出資者が生産手段を自ら所有行使すると構成することで、利潤追求にともなう弊害についても、直接の責任を負わせようとの考え方であろう。

なお、対象財産は所得・貯蓄・家屋・生活用品・生産手段・資本・果実その他である (第221条)。このように対象財産を列挙する形をとつ

てはいるが、原則消費手段と法定の生産手段に限定する中国民法通則と異なり、内実は1994年ロシア民法典の「あらゆる財産」との規定と変わらぬ広範な内容となっている。行使にあたって国家・公共の利益、他人の権利・利益を害してはならない旨が再度繰り返されている(第222条)。

5. 混合所有 (so huu hon hop)

これは、企業に対して経済形態の異なる複数出資がある場合の個々の出資者の所有権である(第226条)。出資した資本のみならず、経済活動の結果得られる利益もまた混合所有の対象である(第227条)。混合所有は所有者相互の関係において一種の共同所有とされ、また占有・使用・処分は会社法関連の規定に従って行使される(第228条)。

混合所有とは要するに、官民合弁企業や外資との合弁企業・経営協力契約といった異なる主体の共同出資における財産所有のことであり、ここでも法人自身を実在主体とは構成せずに、その背後の実際の所有関係が注目されている。この分類は最終段階の議論で浮上した条文であり、ある企業財産が出資主体の別に応じていくつかの異なる処分に帰する場合を想定した分類といえよう。

6. 共同所有 (so huu chung)

各共同所有者が共同財産について持分を有する「共有」と持分のない「合有」との二分類(第229条)は、講学上伝統的な分類だが、前者はとくに、社会生活のさまざまな場面で所有権を相互に制限しあう必要の生じている現代に、ますます重要性を増している法概念である。また、後者は生産や生活のための夫婦・世帯・農村共同体といった伝統的な相互依存関係を、主

体的な協力・分業のメリットの観点から評価し直す契機となる概念といえることができる。いずれも社会的に進化の可能性を含んだ所有形態といえるだろう。

ベトナム法は、「合有」をさらに分割可能な場合と不可能な場合とに分け、後者では所有権行使において各共同所有者の処分権が認められない。この後者の範疇に、共同体共有(第234条。同族・村落・宗教共同体などにおける所有)があるが、日本法で学説上「総有」と分類されるものに当たる。夫婦財産は分割可能な「合有」とされ、財産全体につき同等の所有権を行使することが強調される。また、世帯は、本民法典総則で民事行為の主体の一と位置づけられ、共同所有規定での言及はないが、農地などの生産手段の「合有」の一形態であるといえよう。

占有権・使用权は持分に従い、ないし同等に行使され、処分権は合意により行われるが、「全員の合意」を要求した1994年ロシア民法典に比べて柔軟な当事者関係に委ねる傾向が窺われる。各自の持分の処分(第237条中で財産処分権とともに論じられている)については、持分の売却につき他共同所有者の優先購入権があるが、持分を放棄する場合には国庫に帰するとされ、他共同所有者に当然に帰するとする日本法の扱いと異なる。すなわち、個々の持分が独立した財産であるという論理に忠実となっている。

持分の担保提供等については、1994年ロシア民法典第246条のような具体的規定はないが、民法典の他条項で十分対応できると考えられる(たとえば共同所有財産が集合住宅区分所有のような不動産であれば、抵当権に関する条項に従い当然担保提供できる)。共同所有財産の分割、つまり共同所有の解消については、各共同所有者

の請求があればいつでも可能であり（ただし請求制限期間の設定が可能）、この点、日本法と同様（ただし日本の請求制限期間は上限5年まで）の仕組みとなっており、1994年ロシア民法典が合意なくして分割できないとする立場と異なっている。一方で、ベトナム法ロシア法とも、共同所有者の一般債権者による分割請求を認めるが、日本法は分割時の参加請求が認められているに過ぎない。こうした立法上の構成の違いは、実生活における私有財産に占める共同所有財産の比重の違いを背景としているように思われる。

Ⅲ 所有権の取得と終了

1. 所有権の取得事由（第241～255条）

所有権の取得契機として、労働・生産経営からの所得、契約等による財産移転、果実の取収、付合、混和、加工、無主物・所有者不明物先占、埋蔵物・沈没物発見、遺失物・遺棄物拾得、逸走家畜・家禽・水産物の拾得、相続、判決・行政決定の効果、時効、が挙げられている。

新旧ロシア民法典にはこうした列挙はなく、日本民法の規定の仕方に学んだと思われるが、日本法と比較して明らかな違いは、いわゆる原始取得のみならず、契約・相続等による承継取得も含めた網羅的な列挙となっていることである。

なかでも、労働者が労働から、合法的な生産経営主体が事業から得る収入は、分解すればそれぞれ雇用契約や生産物売買契約上の財産移転ということになるが、これは所有権概念の歴史的発展過程において基点となった事由であり、筆頭に置かれているのである。すなわち生産手段に働きかけることで自然状態を搾取し自力で

新物を作り上げる営為は、その成果を我が物とする所有権の正当化根拠であった（労働起源説）。労働者が労働の成果を我が物とし得ないのは、他人の生産手段搾取に人足として使用されていたため、ということになる。社会主義体制下では、生産手段の公有（無限大の彼方で自己所有に合致する）とその結果の労働成果の公有・分配が、この疎外の問題を概念上解決していた。しかし生産手段の私有を大幅に認めた民法典下では、事態は理屈の上で元に戻らざるを得ない。そこで、労働者の持株制度や集団所有形態の維持、また租税・社会保障制度等による所得再分配システムの組込みにより、労働所得分配を充実させ、実質的に疎外を回避する政策が別途模索されている。

契約等による所有権移転についてはいわゆる引渡主義（移転の法的効果成立のためには合意のみならず登記・占有引渡など物理的行為を必要とする）が採られている（第242条）。これは物権変動の契機につき意思主義（合意の成立時点で財産は法的に移転するとする）を採るフランス法や日本法（解釈上は多様）とも、独立した物権移転契約の存在を要求するドイツ法とも異なる中間の立場であり、当事者意思と第三者関係における外観保護という経済取引上の要請とを両立させようとしている。ロシア・中国法も同様の立場である。

取得時効は、動産については10年、不動産については30年連続的に、善意（自己の所有物でないことを知らないこと）かつ公然と占有・使用を継続した場合、所有権を取得する。1994年ロシア民法典では占有の期間が5年、15年となっている。日本法では、不動産の取得には占有の開始時点で善意無過失であれば以後の主観的状

況は問われず10年、また動産・不動産を問わず悪意であっても20年占有継続すれば所有権は取得され、また善意の動産占有には即時取得の制度さえある。転々取引上の便宜のため、現有秩序の肯定を旨とする日本法の場合は、まるで詐欺まがいの取得が許されるわけで、かかる極端な取引の安全指向は自ずと土地転しによる地価高騰やこれを金融担保とする貸込み気運をまねきかねない。ベトナムは、取得時効については賢明にも日本法に学ばず、成立の要件を厳しくしたものである。

実際問題として、拾得した動産は当局への通報義務があるし、不動産（なお、全人民所有の対象である土地は時効取得の対象外）を善意のまま30年間保有する例は稀であろう。

2. 所有権の終了（256～262条）

所有権の終了事由として、所有権の譲渡、放棄、他者の所有権の成立（遺失物拾得後の期間満了、時効等による）、債権者による執行、財産の消滅、公的収用、没収が挙げられている。

なかでも興味深いのは、所有権の放棄であり、放棄に際して社会の安全・秩序に損害を及ぼし環境汚染を引き起こすことが固く禁じられている（第257条）。有害物や産業廃棄物、その他ゴミであっても所有物には違いなく、処分権の行使に責任が付きまとうのである。現代消費社会において所有の自由が得てして止まるところを知らぬ欲望の追求であり、欲望は生産場面では資源乱獲と産業廃棄物排出の自由、消費場面では財物の浪費と使い捨ての自由として経済サイクルにビルトインされていることへの警鐘が、この一条文に込められている。

また没収が所有権終了事由として明記されていることも注目される。違法な所有権行使が目

に余る場合、不法行為法や物権的請求権の主張を待たずに行政的に所有権が停止させられる場合である。昨今ハノイ市で建築規制等違反を理由とする家屋の強制撤去が話題となっているが、手続適正の問題などは別として、民法典がこのような行政措置を当然視していることは、同法における私権の社会的調和重視の性格を把握するうえで注目される。

IV 所有権の保護

所有権は、その存在を否認する外部からの侵害に際し法的に救済されねば、権利としての実質性を欠く。ベトナム法は所有権および合法的占有権の保護制度として、財産返還請求権（第264条）、妨害排除請求権（第265条）、および損害賠償請求権（第266条）を用意する。かつ所有者・合法的占有者は法律の認める範囲内での自力救済を認められている。これらの防御方法は重複してもよいと解される。

V 所有権の制限

所有権の制限規定として、緊急避難、環境保全、社会秩序・安全・他者の権利との調和、境界線、建築規制、境界付近の工作物築造制限、雨水を隣地に流入させる築造の規制、下水の設置、眺望制限、樹木等の管理、各種隣地使用権（隣地通行権、配電線・通信回線設置、給排水路設置、農業用灌漑排水）という広範な内容を挙げている。新旧ロシア民法典や中国民法通則において制限規定は簡単に触れた1つの条項があるに過ぎず、ここでもベトナムが日本民法の詳細な相隣関係の規定に学んでいることに気づく。

ただし隣地使用権が詳細であるなど、日本法以上に網羅的であり、しかも緊急避難受忍義務、環境保全義務、社会秩序調和義務などの規定は、相隣関係の範囲を超えた生活妨害・公害問題のパースペクティブで所有権制限の根拠となりうる規定である。これら所有権制限規定は、近隣住民の訴訟上の救済請求権の根拠となりうると思われる。

冒頭で紹介したように、本編では所有権以外の物権を規定していないが、これら請求権は所有権に対する当然の法定制限として、いわば所有権に優位する絶対的権利であり、物権以上に強力でありうる。とはいえ、これら所有権行使の限界規定を根拠に、実際に公害訴訟等の大訴訟を争っていく可能性はなお不明である。ただし、別途に不法行為法の関係で個別の救済を求める可能性は大きく開かれている（ちなみに、ベトナム民法典の不法行為法では、第628条の環境汚染者の厳格責任をはじめ、故意過失要件の緩和が先進的な形で導入されている）。

VI 土地使用権制度

1. 土地公有制と土地使用権

英米法弁護士等の外国の法律実務家の間では、早くもベトナム民法典が一般的定義や原則群を提示するのみで、具体的な法規範内容が判然としないとの批判が上がっているようである。しかし、大陸法系民法典は私法分野の憲法というべき基本原則の体系をめざすものであり、個別分野は多かれ少なかれ状況に応じた柔軟な立法に委ねられることになる。日本の民法典もその意味では同じような性格をもっている。いずれにせよ、後続の法令や判例がモザイクのように

噛み合い、民法典を展開させていかねばならない義務を負う。

そうしたなかで、現状でかなりの程度制度的に具体化を見ている分野が、土地使用権法である。民法典第5編が「土地使用権」(quyen su dung dat) に充てられているが、すでに1993年に成立している土地法^(註1)、94年10月の国家による土地供与ないし賃貸借に関する2つの規則^(註2)、および95年1月の同上に関する2つの政令^(註3)が現状の土地法体系を作り上げていて、民法典はそのうち個人・世帯を主体とする生活関係の要素のみを整合性のある形で取り出し、一編としたものに過ぎない。ここでは、民法典のカバー領域を生活関係に限定する旧社会主義民法の性格が維持されている。

土地は主要な生産手段であることから、公有制度との絡みで扱いが注目される。のみならず、有限な資源であるため、地味やロケーションによって投機の対象となりかねない物理的性格があり、また、一物の上に各種の重層的権利関係が同時に存在しうる特殊な客体である。それだけに、ベトナム法の裁きぶりが注目される。

ベトナムの土地はすべて全人民所有である（第205条）。土地使用権とは、かかる全人民所有権の諸要素の中から使用権が取り出され、特定の主体に供与されるものである。土地使用権の態様には長期安定的使用権と、より短期の土地使用権賃借との2つがある（土地1条）。

ちなみに、1994年ロシア民法典はすでに土地公有原則は廃しており、ただし土地所有権以外に終身土地保有権（処分権なく、自らのため占有使用する権利。相続可能）と永久土地利用権（無期限の地上権。相続の対象でない）が生活・生産基盤を土地資本家の手から保障している^(註4)。

一方、中国民法通則では土地所有に国有と集団所有があるが、前者では全人民所有制企業や集団に使用権が付与され、かつその有償化が進められている。

ベトナムの制度は以下のように、個人・世帯に関してはロシアの物権制度に、法人の経済的使用については中国の土地使用権制度に学んでいるといい得るかもしれない。

2. 個人・世帯の土地使用権

個人・世帯の土地使用権には、国家からの無償付与ないし賃貸借、および私人間の契約を原因とする移転がありうる（第690条）。「移転」が認められるとは、つまり、土地の使用収益という効用以外に、土地使用権そのものにつき交換・譲渡・賃貸借・担保提供・相続といった処分権が認められるということである（土地法第3条2項）。

土地に関する厳格な公有制度にかかわらず、土地使用権自体の交換価値がひとまず肯定されているわけだが、民法典はこのそれぞれの場合につき、条件の絞り込みを行っている。いずれも土地使用目的・使用権期間の範囲内であることは当然のことながら、交換では利便性等の理由（第700条）・差額精算義務付け（第703条）、譲渡では転居・転職等の理由（第706条）・土地保有制限面積（第711条）、賃貸借では家計上の困窮等の理由・3年の期限（第715条）、担保提供では世帯・個人の農植林用地ないし宅地のベトナム人・ベトナム法人への提供（第729、730条）、相続では国家付与にかかる農林水産用地ないし宅地および契約による移転を受けた場合に限定（第739条）・面積制限に従う（第740条）といった具合である。

まとめると、土地使用権は生活基盤にとって

の必要のため付与・賃貸され、その後も同様の必要の範囲内でのみ処分を認められるに過ぎない。その代わりに、国家によるかかる土地使用権付与は長期安定的な性格であり、たとえば世帯が農地を耕し続けるかぎり、永代にわたって使用権が相続されうる生活保障の厚さである。

3. 法人の土地利用の権利

法人の土地使用権について民法典は語らない。そこで土地法関連法規に目を向けると、前述1995年1月の2政令が、国家から土地使用権付与ないし賃借を受ける内国法人・外国資本の権利を定める。

これによると、まず国家から土地使用権を（無償）付与された内国法人である農林水産塩業の法人は、これを自由に担保提供しうるし（政令第7条）、新規合併事業への現物出資も可能（政令第6条、内国法人同士の農林水産塩業ならば無償のまま、異業種の事業や外資合併の場合は無償の土地使用権を有償の賃貸借に転換してそのレンタル見合いを出資する）である。しかし、農林水産塩業以外の法人においては、過去に国家から無償で付与された土地使用権を賃貸借に切り替えていかねばならない（政令第5条・8条）。

一方、国家からの賃貸借においては、担保提供はベトナムの銀行^(注5)に対してのみ可能であり、また現物出資は、政令第10条によれば「国有企業（等）は」可能となっており、これを反対解釈するとそれ以外の企業では現物出資できないかのように読める。他方、外資企業が国家から受けた土地賃貸借では、ベトナムの銀行への担保提供が同じく認められている。

このように法人の土地利用は、農林水産塩業以外は国家との関係で1対1の放射線状の賃貸

借契約につながれていく過程にあり、その賃貸借契約は土地上の実施事業許可と一体化した期間および目的に縛られるもの^(注6)となっている。全体として国家の産業政策の管理の下にあるとあっていい。それは物的権利として曲がりなりにも交換性・処分性の肯定されている土地使用権とは性格の異なる、一種のライセンスと言うべきだろう。その意味で、放射線状の関係を横につなぐ企業同士のあいだの土地賃借権の処分行為は、上ものの実施事業と一体でない限り成立しえず、認められ得ないというべきである。ハノイやホーチミン市等で問題となっている土地転賃の騰貴現象は、用途限定付きであるがゆえの土地利用価値の転々高騰といった側面もあるであろう。

こうして見ると、ひとくちに土地使用権と呼ぶ権利の内容がかならずしも土地所有権の要素から使用権を単純に取り出したものではなく、政策的に補強したり（たとえば使用権の長期化による農村世帯の生活保障、農林水産塩業の担保提供弾力化による近代化投資支援、国有企業の現物出資緩和による外資合弁促進）、逆に制限したり（土地上の実施事業目的の限定など）と、一筋縄ではなく、民法典という上部構造の実質を頻出する下部法規が規定していくという、生きた法制度のダイナミズムが存在する。

(注1) Land Law on the 14th of July, 1993 (*Selection of Fundamental Laws and Regulations of Vietnam*, Hanoi: THE GIOI, 1995 所収)。

(注2) Ordinance on the Rights and Obligations of the Domestic Organizations with State-Assigned or Leased Land on the 14th of October, 1994; Ordinance on the Rights and Obligations of Foreign Organizations and Individuals Who Lease Land in Vietnam on the 14th of October, 1994 (*The Inve-*

ster's ITC Bulletin, SCCI, February, 1995)

(注3) Decree No. 18-CP on the 13th of February, 1995 of the Government on the Implementation of the Ordinance on the Rights and Obligations of Domestic Organizations with State-Assigned or Leased Land (*Official Gazette*, No. 8, 30-4-95)/ Decree No. 11-CP on the 24th of January of the Government on Detailed Provisions for the Implementation of the Ordinance on the Rights and Obligations of Foreign Organizations and Individuals Who Lease Land in Vietnam (*Official Gazette*, No. 6 31-3-95)。

(注4) 終身土地利用権・永久土地保有権はロシアの実際の土地利用形態を反映するものであろうが、その写実の方法はベレストロイカ時代以降積極的に行われていた米国法律家らによる民法改正技術協力の過程で導入された英米法概念の影響を想像させる。英米土地法では中世封建時代の土地所有権概念をそのまま残し、所有権の所在よりも契約による長期利用関係（終身ないし無期限占有使用権とそれ自体の処分の自由）の実態に注目しつつ、その保護を強化する方向で進化してきたといえるだろう。こうした名目的地主所有と利用の現実という封建的土地関係の理解が、現代ロシアにおける、土地公有をできるだけ維持しながらの利用の自由化という課題にマッチしえたとすれば興味深い。

(注5) 「ベトナムの銀行」に合弁銀行や外銀支店が含まれるか等、解釈の問題を残す。この点をはじめ金融担保制度の詳細について、目下ベトナム国立銀行（中央銀行）が民法典該当部分の実務細則草案を作成中である。

(注6) 上記(注2)の外資の土地賃貸借にかかる Ordinance 第8条第5号や土地法第26条3号の趣旨（事業を遂行しない土地賃貸借に関する土地占有の国家への返還義務）参照。

おわりに

ベトナム民法典の所有権規定は以上概観したように、所有権のいわば要素分解を行い、所有権行使の主体・場面に応じた所有権要素の異同の余地を残すことで、複数の政策的要請を巧妙に共存させうるシステムを確立し得ていると考

えられる。たとえば国有企業資産や土地等の基礎的生産手段の処分権を国家に残すことで全人民公有制を論理的に維持しながら、同時に占有・使用権を他主体に分離付与することで実質的使用価値の私的利用を促進することができる。あるいは逆にその他の財産全般について広く処分権を認めることで、ドイモイ政策の主眼である市場取引のメリット導入の環境を整備しつつ、かたやその処分権の内容自体を相隣関係や環境保全といった社会利益のために制限する、といった具合である。

その動態はときどき聞かれる朝令暮改なぞでは到底なく、ありうべき政策実現の手段として法制度がまさに作り上げられ、施行が苦心される過程である。しかもその試みは社会主義的公有制の伝統を一気に放棄することなくそれとの調整を試みながら、また他方で大陸法系民法の語法による論理的説明を工夫しつつ進められる努力である。

こうした新しい民法典作りにかかる情熱は、

旧来型の市民法を抱え法文解釈に疲れた先進国の私法の展開についても改めて希望を抱かせる。過去には既得権擁護に働き得た民法原則が、平等等質化へ進む現代社会で再度有効に機能しはじめる可能性（等質の私的所有、その善隣関係）への期待である。社会主義伝統のあるベトナムが、最貧国のレベルながら等質性を残したまま社会を全体としてレベルアップしていきたいとする発展志向をとるならば、ベトナム民法典は、私権調和型の社会へ向けての先進国民法の進化と軌を一にして進む可能性がある。ただしそれは、ベトナムにとって経済成長のスピードと質を同時追求せねばならない困難な政策的舵取りとなろう。ベトナム民法典所有権規定は、後続の債務編の規定する私的経済活動の諸ルールに対して体系性の枠や権利行使の限界といった制限を与えることで、そうした過渡期における秩序維持の要としての性格を期待されているともいえよう。

（日本輸出入銀行バンコク駐在員）